

岡崎市議会議長 様

支出番号

21

会派名

自民清風会

代表者名

加藤 義幸



下記のとおり、政務活動を実施したので報告します。

政務活動旅行報告書

令和2年 3月18日提出

活動年月日	令和2年 2月 5日（水）～ 2月 7日（金）	
氏名	山崎憲伸 加藤義幸 荻野秀範 小木曾智洋 野々山雄一郎 磯部亮次	
用務先 及び 内 容	1 2月5日	用務先 兵庫県 西宮市 内 容 コミュニティ交通について
	2 2月6日	用務先 香川県 高松市 内 容 高松丸亀商店街の取り組みについて
	3 2月7日	用務先 徳島県 鳴門市 内 容 「震災死者ゼロをめざす地震対策について」
	4	用務先 内 容
備 考		



政策調査報告書

報告者：荻野秀範

視 察 日	令和2年2月5日（水）
視 察 内 容	コミュニティ交通について
視 察 者	山崎憲伸 荻野秀範
経過、支援制度の概要	
<p>西宮市は、鉄道駅や路線バスの停留所が自宅近くにない地域や、地形勾配が急で駅や停留所からの高低差が大きい地域など、既存の公共交通機関を生活手段として利用することが難しい地域があった。</p> <p>公共交通機関を生活手段として利用することが難しい地域として、市北部地域の「生瀬地区」では平成22年度一部地域で「無償ボランティア輸送」が始まり、地域の自治会より市に要望書が提出された。</p> <p>平成23年度では、「生瀬住民のお出かけの足を考える諮問会議」が発足し、交通に関する講演会なども行っている。</p> <p>平成24年度では、5日間ではあるが無料の試験運行を行い、平成25年26年では、3か月の有料試験運行を行い、平成27年度に「ぐるっと生瀬」運行協議会を発足し、本格運行を行っている。</p> <p>このような経過の中、市としては地域住民が主体的に取り組む生活移動手段の確保を目的とした「乗り合い交通（コミュニティ交通）」について、地域で検討を行う協議会へのサポートや関係機関への協議調整の手伝いをすることとした。</p> <p>また、地域における意見形成やコミュニティ交通のニーズ把握のために行う試験運行に必要となる費用について助成金を交付することとした。</p> <p>試験運行において一定の利用者数がありニーズがあると確認され、既存の路線バス路線等との調整が図られた場合には、本格的な運行に必要となる費用について、上限はあるものの助成金を交付している。</p>	
<h3>制度の概要</h3> <p>市の制度の概要としては、アドバイザー派遣要綱・試験運転等補助金要綱・交通支援事業助成金交付要綱などを整備し、①地域の話し合いや協議会での検討をサポート②関係諸機関との協議調整の手伝い③試験運行に必要な費用の助成④本格運行に必要となる費用及び運行損失に係る費用を上限額の範囲で助成している。</p>	



2020/02/06

現状と問題点

生瀬地域の取り組みとしては、本格運行前では地元協議会を立ち上げ、アンケート調査や試験運行、地域での座談会を繰り返しながら最終的には、自治会や老人クラブなど地域全体の取り組みに発展し、運行協議会が発足している。



誰もが気楽に利用できる移動手段の確保、地域の活性化、すべての団体が連携協力して取り組むことを重点目標として本格運行へと結びついている。

本格運行がゴールではなく、継続的に運行するためには多くの住民が利用する必要があるとし、多種多様な利用促進の取り組みが行われている。

また、住民自らバス利用促進活動とともに、地域活性化活動に積極的に取り組むことで、バスへの愛着と地域への愛着が相互に高まっており地域の起爆剤となっていること

輸送人員としては、1年目は目標人数を一日70人としていたが、83.7人の実績となり、二年目は、目標85人であったが、94.4人の実績となった。

2015年10月から2018年9月までの第1期においては目標乗車人数を達成しているが、4年目の第二期初年度では目標を下回っている現状である。

今後の課題としては、①増便後、増便した便への利用者が少ない②従来の利用促進策の継続的な実施と新たな利用促進策の実施③工事などによる交通規制への対応④持続的な運営に向けた体制の強化・確立や後継者の確保育成などが問題として挙げられている。

本市の反映

西宮市のコミュニティ交通に関する基本的な方針は、「地域がつくる地域の交通」との考え方から、地域主体の政策が展開されている。

本市においても、地域で話しあい、地域のニーズを確認するための活動主体の形成を強力に推進する必要があると考える。

その後、交通に関する地元の主体を設立し、試験的に運行を行い状況把握し、本格運行について検討するなど、行政と地元の流れを整備する必要がある。

○西宮市の生瀬地区における地域コミュニティバスの収支率は90%を越えており、全国同様のコミュニティバスの収支率に比べ断然高い収支率である。

これを達成している要因として、この地区は坂道が多く、狭いため、車での移動がしにくいことと、学区としてのまとまりが強く、強いリーダーシップを発揮する人物がいたことが考えられる。

行政は「ぐるっと生瀬」運行協議会のサポートや関係機関への調整、本格的な運行に要する費用を上限つきで助成金を交付しているが、多くは地域の自主性に任せている。また、民間のバス運行会社の協力も大きなものがあると感じた。岡崎市においても地域内交通は、地域での合意形成が必要であり、地域が主体となって推進する必要があり、その際、行政はサポートに徹することが大切であると感じた。

日程 令和2年2月6日(木)

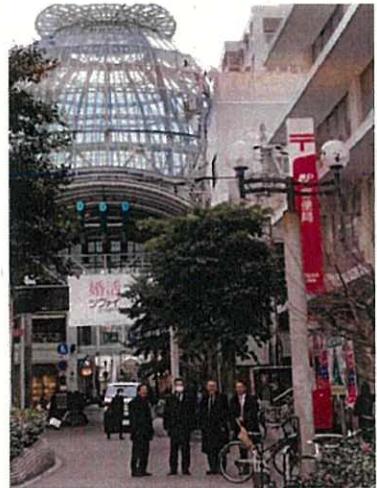
視察先 香川県高松市(高松丸亀町商店街)

内容 高松市丸亀町商店街の取組みについて

視察議員 山崎憲伸 小木曽智洋 荻野秀範 磯部亮次 野々山雄一郎

1 背景

丸亀町商店街は、1972年モータリゼーションの時代を見据え町営駐車場を建設するため等に対応する「丸亀不動産株式会社」を設立するなど、早くから地域の土地を有効にマネジメントする必要性を認識し、そのための試みを行ってきた。商店街で考えられるすべてに時代を先駆ける取組みがなされていた。全国的に駅前再開発や郊外型大型ショッピングセンター建設が進みだした頃、1988年丸亀町400年祭を経て、次なる100年先を見据え現在の開発事業の出発点となった。事実、高松市においても郊外大型ショッピングセンター展開が進み集客が分散し、1990年後半になると商店街の売り上げは急速に落ち、空き店舗がみられるようになった。これは、バブル期の地価高騰時は駐車場代が1台55000円になるなど商店主は町で商売を続ける事が厳しくなり、その後のバブル崩壊後は地価が1／11になり、ますます地権者が住み続ける事が困難になったことも関係している。



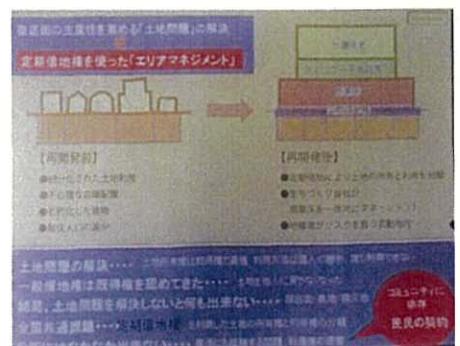
2 丸亀町商店街再開発事業

「人が住み、人が集うまち」を目指し、暮らしの様々なシーンで楽しめる商店街になることを目指している。商店街再生計画ではなく、居住者を集積させる事を目的としている。また基礎知識として、商店街地権者は基本的に仲が悪い事、商店街振興組合と自治会は対立している事などを理解したうえで、地元住民が中心となってまちづくり会社を立ち上げ、そのまちづくり会社が商店街全体をマネジメントしていく特徴がある。



3 定期借地権を使ったエリアマネジメント

地権者はそれぞれの土地を所有し続け、まちづくり会社と定期借地権契約を結び土地を貸し出す。そして建物はまちづくり会社が所有し運営する。まちづくり会社は家賃収入から建物の管理コストなど必要経費を除いた分を地権者に分配。言い換えば、地権者は事業に土地を投資し、地代という形で配当を得ることになる。土地の所有と利用が分離されるこ



とで、土地の合理的な利用が可能となった。まちづくり会社が建物全体を一体的に運営できマネジメントも合理的かつ体系的にできる。地権者の合意が最大の課題だが、国の制度を利用し「廃業支援」を行い地権者をいったん正しく廃業させることでクリアした。

4 まちのイメージ

A 街区（セレクトショップゾーン）2006年竣工

道路幅 8mから 11mに拡幅、パブリックスペースには植栽・ベンチ・トイレ・ホールを整備。また住宅を 47 戸整備（ビルの上層階）。海外の有名ブランドが並ぶ。

ドーム・広場（札の杜）2007年竣工

130 m²から 500 m²に拡幅。ドーム地上高は 33mで、クリスタルガラスドームにより高級感だけでなく、明るく開放感のあるデザイン（現代美術の巨匠 川島猛氏）



越屋根方式の斬新なアーケードを整備。住民提案地区。地産地消レストランを始めとする食のゾーン。路面デザインは川島猛氏。

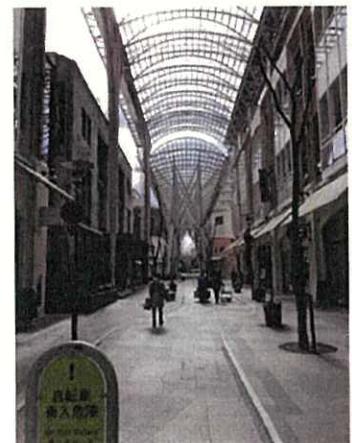
C 街区（美と健康とケア）2009年竣工

住民提案地区。病院の開設（在宅医療も対応）。リハビリ施設など。住宅 42 戸を整備。アーケード内でイルミネーション。

D・E・F 街区（ファミリー&カジュアル）現在計画中

G 街区（都心生活・都市観光）2012年竣工

一筆共有の地上権非設定型。公共空間をふんだんに利用する広場の整備。道路拡幅。ホテルの誘致。マンション整備(100戸)。



5 住宅整備とライフインフラの再整備

商店街沿いで 2017 年まで分譲マンションの 200 戸完成。今後 300 戸整備予定（分譲 100 戸 賃貸 200 戸）。客を取り戻すのではなく、居住者を取り戻す目的で快適に生活のできるまちづくりのために、テナントミックスの選定基準を生活者目線で診療所・介護施設・生鮮市場・ホームセンター誘致・町営温浴施設・町営映画館・町営まちバスなど、車に依存しないで歩いて事足りるまちづくり事業を展開する。



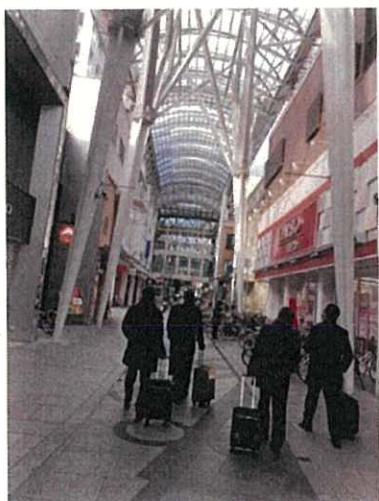
6 新しい地域医療の再生

1～2階は商業施設、3～4階は総合メディカルセンターを整備。病院が、調剤薬局・レストラン・予防医療施設・保育園・マルシェ等他業種と連携し地域を包括的にケアする。5～9階はマンションとして400戸整備され、3～4階にある診療所医が、それら住民の「かかりつけ医」となり、同ビル内で、往診・回診・検査の在宅医療が可能となることから、終末医療が担保されたマンションとなる（入居者は、ほぼ100%高齢者）。また病院の経営面からも入院施設を持たず、投資額が少なくなるメリットもある。

所感

それぞれのビルの上階に住宅を整備することは商店街に居住人口を増やすために効果的である。また商店街内での業種を再編成するテナントミックスで、なるべく商店街内での競争を減らしている事も商店街店舗の維持に効果的である。いずれにせよ、商店街の生産性を高める「土地問題」に定期借地権を使ったエリアマネジメントなしで解決に向かう事はできない。従来型の再開発では、土地代+建物建設費で総事業費が莫大なものとなるが、丸亀町方式再開発（定期借地権を利用）では、土地は借りているため建物建設費のみで総事業費は圧縮され、事業内容自体に地権者個人の勝手な意向を考慮する必要はない。地権者は土地を投資して「リスク」と「リターン」を伴うが、まちづくり会社が同じリスクを背負い「お客様満足の向上」という同じ目標を目指して共同で取り組んでいくこととなり、街全体の魅力向上につながる。また赤字覚悟の町営まちバスや予防医療施設セルフメディケーションプラザの運営は駐車場部門など黒字収益から補填する。まるで一つの自治体施策のようなやり方で丸亀町商店街の暮らしに必要な取組みの一つ一つを維持している。これらすべての取組みを本市に提言することは困難であると認識するが、福祉の地域包括を考えると下層に商業施設、中層に病院や保育所、通所サービスなど、上層に住宅といった市街地のビル開発を行う必要性は高いと考え、本市においても実践されたい。

他自治体の失敗例から外からの客を増やすための商店街再生計画は現代では難しい。本市においても、まずは居住者を集めさせ、その居住者の満足度を向上する商店街づくりの考えが最も必要と考える。売り上げ重視のデベロッパーまかせでまちづくりを考えず、様々な公費を利用し結果的には税収で返すという丸亀町再開発事業の内容を学ぶべきと提言する。



○観察前はそれほど期待はしていなかったが、予想を遥かに超える取り組みであった。まず事業目的を他事業に多くみられる集客のための施策ではなく、居住者を取り戻すことであり、その取り組みの目的から大きく違うものであった。地権者の所有権を残したまま、利用権を地権者から切り離す定期借地権契約をすることにより、土地の合理的な利用を可能としたことなど着眼点及び発想の逆転には驚いた。また、商店街内で居住者がすべて賄うことができるよう公共交通から病院運営まですることにより、高齢者の居住地としての価値も高まり、分譲マンションはすぐに完売するとのことであった。

その話の中で病院経営はとても儲かり、こんな儲かる制度では医療制度は行詰るのは当然だという驚くべき発言があった。今回の視察は目的が違うので詳しくは質問できなかったが、改めて当該病院視察をしてみる価値があると感じた。

話を聞き終わって感じたことは、この事業が成し得た大きな要因としてバブルとバブル崩壊による、多くの地権者が莫大な負債を抱えたことがあげられる。

あまりにも負債が大きすぎてこの事業に賭けるしかなかったのが実情のようであった。もう少し余裕があったとしたら聞いただけでは眉唾ものの企画には乗らなかつたのではと感じた。

丸亀町はいきなり熱湯に入れられたカエルのように必死になって生き残ることを考えたが、岡崎市の商店街は現在「ゆでガエル」状態であると思われ、丸亀町の地権者のように追い詰められてはおらず、地権者全員がこのような企画に賛同するとは考えにくいが確実に首は締まっている。関係者には丸亀町を視察していただき危機感を地権者全員が共有することを期待する。

○当初、本件視察事項は、他自治体でも多く実施されている商店街の再生事業と認識していたが、開口一番否定された。あくまでも、本事業、計画の最大の目的は当該地区に居住者を誘導する事であった。土地の所有権と利用権を分離し、70年の定期借地権を設定し、地権者の出資で設立されたまちづくり会社を通じ、運営する手法は、他自治体には例のない手法であり、十分成功事例として納得できるものであった。また、オーナー変動地代家賃制は、この取組み自体に地権者を半強制的に関わらせるものであり、主体性と積極性を保つ一因と考える。丸亀町商店街の各街区は一個の小さな自治体とみなすことも出来る。本市においても手法自体を取り入れる事は、物理的、制度的にも可能であるし、非常に有効でもあると考えるが、事業を推進する強烈なリーダーシップが必要不可欠である。

○香川県の県庁所在地である高松市は、人口42万の地方都市で、高松丸亀商店街は市の中心に位置する全長470メートルの商店街である。

1988年頃、全国的に郊外ショッピングセンター建設がされ、高松市においても地元スーパーによる郊外への出店が始まり、丸亀商店街は開超400年祭を開催し大盛況であったが、「この賑わいがこれからも続くのだろうか」「100年先を見据えたとき、もっと抜本的な改革が必要ではないか」という懸念が投げられ、再開発の原動力になったとのことである。

この商店街の現状として高松市の商店街をリードしてきた結果、多くの商店は負債を抱えながら営業を行ってきたが、景気の後退から経営状況は厳しい状況となっていた。地元住民が中心となり「まちづくり会社」を立ち上げ、定期借地を活用した再開発の仕組みを作り、この会社が商店街全体をマネジメントし、デベロッパーとなり、再開発でできた保留地を取得し再開発ビルを経営している。まちづくり会社は行政からの出資率を5%とした民間主導型の第三セクターであり、イニシャルコストについては行政の支援を一部受けているが、ランニングコストは自主財源で補っているとのことである。また、利益については地元に還元することを目的としており、従来の企業デベロッパーとは異なる。

本市においても、康生地区などで閉店している商店が見受けられるが、一体的にマネジメントし、駐車場の確保など町商店街を一体的に整備し、「みんなの街を、街のみんなでつくる」として進める必要がある。

○高松丸亀町商店街については、想像を超えた再生事業であった。商店街として再開発計画を立て、市に認定を受けて、国の認可をとりつけるという、民間主導の都市再開発事業である。

考え方としては、疲弊した商店街を再生させるのに、商店街の在り方よりも、もう少し広い視野で計画を立て、エリアマネジメントとして、定住人口を増やすことで、商店街の役割を必須のものとしていくという発想であった。

とはいっても簡単なことではないが、商店街として、大型駐車場を作り、再生のための原資を作った。その後、商店街としてまちづくり会社をつくり、従前債務のある、商店街の各事業主に、返済保証を商店街として行い、代わりに、60年定期借地権を設定し、利用券と地権を分けて、町ぐるみで、都市再開発事業として新たなビルを建て、テナントミックスを行い、地域に必要な、そこへ来たくなるような商店街をつくりあげてきている。

ビルの低層階は SHOP を入れ、上は、高齢者向けのマンションとしている。そして、ここへの定住人口の増加を目指し、かつ、商店街として、マンションの低層階にある SHOP の上の階に病院を入れることで、高齢者の安心を保つ付加価値を付けた。

おかげで、地域住民を 1500 名増やすことが可能となってきている。

この商店街の再生は、エリアで得た利益を地代として、地権者に年利 14%程度還元していくほかは、地域の再投資に回している。

この好循環の仕組みにより、様々な税金が合法的に節約でき、地域の再投資に回り、事業で得た各事業所の税金額は増えているという、みごとなシナリオを成立させているという。

この仕組みは、大変な作業ではあるものの、どこの地方都市でも可能なプログラムであるといえる。ただ、内容的には、行政主導では絶対に成り立たないものであり、民間主導のみ可能なプログラムと言え、そこまで大局的に物事を観察し、実行に移せる人材と、マネジメントのプロ集団の知恵が必要である。

しかし、必ず、成果に結び付けられる内容が、そのプログラムの内容を聞くだけで、創造できると思われる。ぜひ、本市の関係者にも勉強していただきたいと心から感じた視察である。

政策調査報告書

報告者：小木曾 智洋

視察日	令和2年2月7日（金）
視察内容	徳島県 鳴門市 「震災死者ゼロ」を目指す地震対策について
視察者	山崎 憲伸、加藤 義幸、荻野 秀範、磯部 亮次、野々山雄一郎、小木曾 智洋

■鳴門市における防災・災害対策への取組

先ず、鳴門市取組の前提となる国、及び、県の想定、計画は以下の通りである。

○国の計画

防災基本計画	・ 国の想定
地震防災緊急事業5箇年計画	南海地震 30年 60%M8.4程度
東南海・南海地震防災対策	東南海地震 30年 70%M8.1程度
東南海・南海地震防災対策推進基本計画	東南海・南海連動 30年 70%M8.5程度
東南海・南海地震対策大綱	東海地震 30年 87%M8.0程度
東南海・南海地震の地震防災戦略	

○県の計画

徳島県地域防災計画	・ 県の想定
徳島県広域防災活動計画	※ 東南海・南海連動 30年 70%M8.6程度
地震防災対策行動計画	国(の)想定
第3次地震防災緊急事業5箇年計画	

※県の想定において、東南海、南海地震が連動した場合において地震の規模に0.1上乗せしている。

○鳴門市の計画・想定

災害対策基本法及び関連法令に定める計画で「一般災害対策編」「震災対策編」「東南海・南海地震対策編」の3計画からなる。また、下位に「津波避難計画」がある。

鳴門市の想定としては、東南海・東海が連動した場合のM8.6程度を基本とする。

また、鳴門市は大断層帯である中央構造線がすぐ隣を通り、内陸直下型地震に対する対策もある程度取り入れている。

鳴門市における地震被害想定	
徳島県震源地	南海トラフ巨大地震 東南海地震から近畿震央 阿波小瀬断層・北摺の北 （震度7以上）
本市の最大震度	6強
被害の主な箇所	①港町、市街地 ②河川、海岸等 ③離島、遠隔地 （離島による被害がない）
被災者数 （被物・被	全壊 15,900 （うち津波による8,800 倒れによる6,900） 全壊 15,100 （うち津波による8,700 倒れによる6,300）
（人）人	死者 2,300 負傷者 3,400 負傷者 2,400 （離島含む）人 1日間 20,000 1日間 18,200

○東日本大震災後の取組状況

東日本大震災後、平成23年3月、政府の中央防災会議は、地震、津波対策を抜本的に見直すための専門調査委を新たに設置。全国の自治体で地域防災計画の見直しが相次いでいる。徳島県を含む県内自治体では東海、東南海、南海の3連動地震を想定した対策等を考え、被害想定の見直しや、組織強化を図っている。

鳴門市においては、H23.3.15 東日本大震災は、想定を超える巨大地震であり、防災計画を見直す旨の発表。同年 3.24 大津波警報発令時の対応の問題点を検証。4.12 鳴門市自主防災会連絡協議会を開催し、震災時の各自主防災会の問題点等を確認。その他、自治会、町内会等からの要望事項の吸い上げ、関係団体との協定書締結等が行われた。

○鳴門市における課題と防災、災害対策への取組の基本的考え方

- ・危機意識及び防災意識の醸成
 - 市民等及び職員への危機意識と防災意識の醸成
- ・市災害対策体制の整備
 - 所属、職員の役割及び責任の認識徹底
 - 想定される事態への対応協議及びマニュアル整備
 - 府内における検討、推進組織の設立
- ・課題の整備及び計画の策定、推進
 - 個別課題の抽出と体系化
 - 推進計画の策定、推進
- ・取組の姿勢
 - 市民等の意見反映、情報提供および協働による取組の推進
 - 関係機関、団体との連携強化
 - 組織全体での検討と推進
 - 推進計画に基づく施策、事業の推進及び進捗管理
- ・取組課題の優先順位付け
 - 着手時期による分類、緊急度による分類、重要度による分類

以上のような状況及び、基本的考え方から、市民はじめ関係機関等と連携しながら、次の2点の取組を中心に、津波対策をメインに防災、災害対策を組織全体で強力に推進していく。

1. 鳴門市防災・災害対策会議の設置

町内において、防災・災害対策のため、施策や事業を検討、決定、推進するための機関として「鳴門市防災・災害対策会議」を設置する。対策会議においては、防災・災害対策における現状や課題、また、市民との協働手法、各所属機関及び関係機関との連携についても検討推進する事により、市全体で効率的な防災・災害対策のため、施策や事業を推進できる様組織全体で取り組む。

2. 鳴門市地震津波対策推進計画の策定、推進及び進捗管理

防災・災害対策のための施策、事業のうち、直ちに実施、検討出来るものについては、取組を進めながら、施策や事業を計画的かつ効果的、効率的に実施するための推進計画を策定する。進捗計画の策定においては、市民等の意見の反映、事業間の調整と各所属機関及び関係機関との協議結果を踏まえ、施策、事業を体系的に位置づける。策定した計画については、市民、関係団体への公表、府内への周知徹底を図るとともに、定期的に進捗管理を行い確実に推進する。

■フェーズフリーへの取組

鳴門市では、直接的な防災、災害対策とは別に「フェーズフリー」の考えを導入し、周知

及び教育に力を入れている。

「フェーズフリー」とは、平常時（日常時）や災害時（非常時）の垣根を取り払い、フェーズ（社会の状態）に関わらず、適切な生活の質を確保しようとする概念である。商品やサービスにおいても、平常時のみならず災害時においても有効に利用され、もって社会的脆弱性を解消しようとする考え方もある。右写真も、単なる紙コップに目盛りを入れる事で、非常時に、粉ミルク使用時、或いは炊飯時において計量カップとして利用できる。また、鳴門市では、現在庁舎建替え時期を迎えており、ここにもフェーズフリーの観点に基づいた庁舎環境の整備を図っている。



【所感・岡崎市への反映】

鳴門市と岡崎市では、危惧する震災は南海トラフ巨大地震である事は変わらないが、地勢として津波の被害を想定しなければならないのか、しなくて良いのか大きな違いがあるため、被害想定における、人的被害と建物被害には大きな差異がある。しかし、防災、災害対策に対する姿勢に差があってはならない。特に、鳴門市地震津波対策推進計画においては、各項目、区分毎に、着手時期による分類、緊急度による分類、重要度による分類により、優先順位を付け、毎年、検証見直しを行い、項目へフィードバックする手法は、津波に対する備えの有無により切迫度に違いはあるが、本市においても見習うべき点は多いと考える。また、フェーズフリーの思想は極めて有効と考える。防災は、震災が有ってから暫くは皆の関心を集め、対策への動機づけとなり、取組むが、月日が経てば関心も薄れてくる。こうした現実において、日常時、非常時の垣根を取り払い、平常時の日常生活においても常時、本人は意識していないかもしれないが、防災、減災の一助となる様な物、生活の環境を整える事は非常に重要である。

【同行者の所感】

○近年、想定を大きく超える災害が頻発しており、行政だけには頼れず、自助共助の必要性が見直されている。鳴門市の担当者からの説明の中に「フェーズフリー」の説明があった。初めて聞く言葉であったが、日常の中に非日常（災害時）を想定して生活することだそうである。例えば車のガソリンを半分になら満タンにしておけば、いつ何時災害あってもガソリンは半分以上残っており、緊急のために車を使用することができるなど、ちょっとした工夫で災害時の助けになる。また、家屋の耐震化は当然のこととして、インフラが不通になったときに太陽光発電システムに蓄電池を備えることで停電にも電気が使用で

き、エコキュートを装備することで常に400リットルの水を備蓄していることになる。こういった備えは日常でも使用でき、尚且つインフラがストップした折にも自宅で生活でき、避難所に避難する必要はなくなる。「フェーズフリー」の考え方は、どこの自治体でも有効であり、岡崎市においてもこのような啓蒙が必要であると考える。

○誰もが日常的に防災に取り組んでいると思うが、発災時の非日常が想像できる人はほとんどいないだろう。それゆえに、発災時に役立つ防災グッズの備蓄は、限定的なものになっているのが現状であろう。

鳴門市では、発災時に役立てるべく普段から、日常と非日常の境目をなくすフェーズフリーに取り組んでいる。例えば、避難場所までのルートをジョギングのコースに組み込んだり、USBチャージャー付き脱出ハンマー等普段使っているものが災害時にそのままつかえる商品の開発に取り組んだりしている。

この発想は大変素晴らしい、気づかぬうちに減災対策につながるであろう。

鳴門市の事例が全国的に広がることを期待する。

○鳴門市地震津波対策推進計画の理念として「人命を守ることを最優先にした 震災にまけないまちづくり」を掲げ、4つの重点項目と21の分野別項目に施策・事業を体系的に位置づけ推進されている。これらの施策・事業について、進捗管理を定期的に行い、事業完了時には評価を行うこととしている。

日常生活の中で非日常（災害時）の状況を少しでも取り入れ、日々の生活を日常と非日常の堀をなくし（フェーズフリー）いつもの生活の中で、もしもの生活を考えて生活するために、民間企業の参加を得て、生活用品の中で非日常に役立つものを周知していた。

本市においても、防災グッズのように特別のものではなく、日常生活の中で使用でき非日常になった場合使用できるようなものを、民間企業と検討する必要があると考える。

○国において平成17年に定めた「東南海・南海地震の地震防災戦略において、減債目標として10年間で想定死者数及び経済被害額の半減を目指すこと」とし、徳島県においては、「徳島県地震防災対策行動計画」において「南海地震発生時の死者ゼロを目指す」としている。鳴門市においては、東日本大震災時に甚大な被害が発生したことを鑑み、防災のみならず、被害を最小化する減災の視点も加え、人命を守ることを最優先に取り組みを推進している。

鳴門市地震津波対策推進計画では、「人命を守ることを優先にした 震災に負けないまちづくり」を理念に、市民、事業者、地域、行政が絆を深めながら連携し、安全安心なまちづくりの推進している。

理念実現に向けては、施策・事業の体系化と推進主体の明確化を行い、責任所在を明らかにすることにより、取組みの推進に努めている。

防災計画において、項目ごとに重要度、緊急度、着手時期により、それぞれ3段階に分類をしているが、東日本大震災を契機に再度見直しを行って、平成30年度に現在のものに更新された。

何よりも大切な思想として、「フェーズフリー」という考え方の醸成を図ることが主にな

っている。「フェーズフリー」とは、日常(平時)非日常(災害時)に区別をせずに、日常の中で、非日常時の事を考えながら生活する、という事をさしている。常備品や生活雑貨、通常に使用するものを非常時にも使えるようなものを使うことがよいとするものである。例えば紙コップに、計量のメモリが入っているようなものがある。そのようなものを使うことを指している。

特に伝えたいことは、「自助・共助」の考え方。より市民に浸透させることを目的にしているようである。

津波のある地域は、特に生命を奪われる可能性が高いとの考え方のもと、とにかく、「生命を自分で守る」そこをどう浸透させるかに苦慮しながら、ハザードマップ他、市民への訴えの様々な取組を行っている。ハザードマップにはユニバーサルデザインも利用して、障がい者への配慮も心掛けている。

本市においては、津波はないとはいえ、大地震が来れば、想定外の被害がいろいろ出てくるであろう。その想定外をより想定内にできれば、市民の命が守られることに繋がる。

「フェーズフリー」の考え方は本市にも取り入れると良いと感じた。日常において、どのような生活を過ごすかにより、非日常時の初動が変わってくる。普段そうであろうと考えることも、言葉にして伝えていく事が、共有化し意識付けになるという事。今一度考えてみても良いかもしれない。計画は、書面にしておくだけではダメで、情報として市民一人一人の頭の中になければならない。本市の今後の取組に反映させていきたいと考える。

○鳴門市自身津波対策推進計画にて、各施策の取組み状況、実施内容を見直し区分を明確にし、重要度による分類、緊急度による分類、着手時期による分類で定期的に進捗管理を行い確実に推進している。鳴門市では「南海トラフ巨大地震」と「中央構造線・活断層地震」の二つの地震被害想定を発表している。鳴門市 23000 戸のうち、「南海トラフ巨大地震」での津波と揺れによる全壊戸数は 11900 戸、「中央構造線・活断層地震」での揺れと火災による全壊戸数は 11100 戸。鳴門市民は鳴門市半数の住居が全壊する想定を受け止めることで自分の身を守るために、各取組みへの意識が高いと感じる。そのような災害に対して、防災に取り組むというより非日常に備える「フェーズフリー」の考え方を推進している。日常と非日常、平常時と非常時などの境目をなくし、日常の取組みが非日常時にも生かされる考え方は本市の防災計画の内容に反映することを提言する。フェーズフリー導入により、例えば小学生の算数で津波の速度を計算させる、例えばウォーキングコースが津波避難ルートにするなど日常から災害時に対応できる知識や経験を積むことが可能である。

災害時死者ゼロを目指すために、特別な対策だけではなく、日々の生活にフェーズフリーを取り入れ、市民 1 人 1 人が災害時に適切な自助を実践する。本市においても災害対策にフェーズフリーの概念を提言する。